

工事請負契約約款に関する件

<p>通報内容</p>	<p>A係長が、通報者により工事請負契約約款（以下「約款」という。）の修正漏れについて指摘を受けた際、これを把握していたものの、修正等の措置をとらず、また、上司にも報告せず、組織的な対応を怠った。</p>
<p>委員の対応・不対応の判断及びその理由</p>	<p>1 所属調査により確認された事実関係及び当事者の説明は次のとおりである。</p> <p>(1) 問題となっている約款の修正漏れについて 令和2年4月に約款を修正（改正）した際、次のように第51条第4項の下線部について修正が漏れ、本来は「2」と修正すべき箇所を「1」のまま残してしまったものである。</p> <p>【約款一部抜粋】 第51条 発注者は、請負人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>(1) この工事目的物に契約不適合があるとき。 (2) 第43条各号又は第44条各号の規定により、工事の完成後に契約が解除されたとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、請負人は、前項の損害賠償に代えて、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第43条各号又は第44条各号のいずれかに該当することにより、工事の完成前に契約が解除された場合 (2) 工事の完成前に、請負人がその債務の履行を拒否し、又は、請負人の責めに帰すべき事由によって請負人の債務について履行不能となった場合 (3 項略)</p> <p>4 第1項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。</p> <p>なお、所属調査によると、通常、約款の修正は中央建設業審議会が作成した当初のひな型を基に修正作業を行うが、令和2年4月に最終稿で修正されたにも関わらず、そのことに気がつかないまま約款の作成を進めてしまったことが原因であったとしている。</p> <p>(2) A係長の認識について A係長は、令和2年12月25日、B職員とともに他局の契約について保証会社であるC会社と打合せを行っていた際に、同会社から当該約款の修正漏れについて指摘を受け、これを認識していた。</p> <p>(3) A係長の発言について A係長は、令和3年2月16日、通報者に約款の修正漏れを指摘された際に、「誤りは、承知している。4月に改正し対応することとし、保証会社には了承を得ている」と発言した。 発言の意図としては、約款の改正は、契約等に大きな影響を及ぼす場合があるため、通常、随時での改正は行っておらず、次の改正時期となる4月に改正する予定であること、通報者が契約解除の交渉をしていた請負人にもC会社と契約しており、同会社からは約款の修正漏れ及び改正時期を承知したうえで契約や支払いに問題はないとの了承を得ていたことから、通報者の交渉業務等に支障をきたすことはなく、危惧及び緊急の対応は必要がないことを説明する意味で発言したと述べている。</p>

	<p>(4) A係長の対応について</p> <p>A係長は、当該約款の修正漏れについて、通報者に指摘された時点で上司に報告しなかった。軽微な内容であり、随時では改正を行っていないことから、改正する4月の前に、改正箇所の説明と併せて行うこととし、これを行わなかった。</p> <p>しかし、庁内の各部署で取り交わされる多くの工事契約は約款の規定に基づき取り交わされることから、約款は庁内に幅広く運用されている重要な書類であり、係長として、修正漏れがわかった時点で、速やかに上司への報告及び組織的な周知を行うべきであったと反省の弁を述べている。</p> <p>(5) 所属の対応について</p> <p>ア D課長について</p> <p>A係長の上司であるD課長の認識は、当該約款の修正漏れは業務に支障はなく、改正は4月に行うという対応で問題ないとする点で、A係長と同様である。</p> <p>一方で、A係長は修正漏れがわかった時点で、速やかに上司への報告及び課内への周知を行い、組織として対応していくべきであり、今後はこのようなことがないようにA係長を指導するとともに、所属内の情報共有を徹底していくと述べている。</p> <p>イ 約款の修正について</p> <p>令和3年4月13日に改正し、すでに修正漏れは解消されている。</p> <p>2 1の内容から、本通報案件について、次のように判断する。</p> <p>工事の契約解除に伴う違約金は、保証会社と請負人との保証契約に基づき保証会社から支払われ、ほとんどの請負人がC会社と契約している。</p> <p>そこで、当該約款の修正漏れについて、C会社に確認したところ、違約金の支払いに問題はないと了解を得たとのことである。したがって、実務上は問題がなく、修正漏れの内容は軽微なものだったとするA係長の主張には、一定の合理性が認められる。</p> <p>一方で、庁内の各部署で取り交わされる多くの工事契約は約款の規定に基づき取り交わされることから、約款は庁内に幅広く運用されている重要な書類である。こうした約款の汎用性を踏まえると、軽微な内容とはいえ、当該約款の修正漏れについては、速やかに上司に報告し、組織として対応を検討すべきものと考えられる。これを怠ったことは、責任職の対応として不適切だったと言わざるを得ない。</p> <p>また、通報者が当該約款の修正漏れについてA係長に指摘した際、A係長の説明では通報者に十分に意図が伝わらず、通報者に不信感が残る形となったと考えられ、上司と部下のコミュニケーションに課題があったと思われる。</p> <p>結局、当該約款の修正漏れは令和3年4月13日に是正され、結果的に業務に支障はきたしていない。ただし、所属の再発防止策にもあるとおり、約款の修正は誤りなく行うことは当然として、日頃から上司と部下のコミュニケーションを密にし、影響の大きなミスが発生したとしても速やかに組織として一体となった対応ができるよう取組を進めることを求め、委員会としての対応を終了する。</p>
<p>本市の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該約款の修正漏れは令和3年4月13日に約款を改正した際、修正した。 ・担当職員や上司等のダブルチェックを徹底し、約款の誤修正を防ぐため再発防止に努める。 ・誤りが分かった際は、速やかに、上司への報告及び組織的な周知、組織としての対応を行っていくことを、改めて所属内で確認し、徹底することとした。 ・局の部課長会議において、責任職はリーダーシップを発揮して、相談しやすい職場環境づくりに努めるとともに、職員全員が情報共有の重要性を認識し、組織として迅速かつ適正な対応を行っていくよう周知を図った。